

「BSL4 施設計画の差し止めを求める会」規約

(名称)

第1条 本会は「BSL4 施設計画の差し止めを求める会」と称し、主たる事務所を「長崎市（代表宅）」に置く。

(目的)

第2条 長崎大学坂本キャンパスにおける BSL4 施設計画の中止をめざし、そのための手段として、長崎大学 BSL4 施設建設の差し止めを求める仮処分、裁判等、計画を止めるために必要な活動を遂行することを目的とする。

(入会)

第3条 前条の目的を承認し、上記訴訟に賛同する個人により構成される。

(原告)

第4条 本会は上記訴訟において原告(申立人)となることとする。

2 各会員個人が原告(申立人)となることを妨げない。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおき、総会において選出する。

- ① 代表 1名
- ② 事務局長 1名
- ③ 運営委員 若干名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 1名

2 代表は本会を代表する。

3 事務局長は、総会及び役員会のもとに事務を統括する。

4 代表、運営委員、事務局長、会計、監事により役員会を構成する。

(総会)

第6条 定期総会を年1回開催する。

2 本会の総会では、次の事項を決定する。

- ① 裁判、仮処分等の本会が提起する法的手続の基本方針
- ② 役員の改選がある場合は改選事項
- ③ その他役員会で総会での議題とすると決定した事項

3 役員会が、総会の開催を決定する。

(財政)

第7条 本会の財政は、次の収入をもってあてる。

- ① 寄付金

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年1月1日より、翌12月31日までとする。

(役員会)

第9条 役員会は、総会の議に従い、総会議決以外の本会の活動を決定する。

(規約改正)

第10条 規約改正は総会において決定する

(附則)

- ・ 設立年月日 2018年10月14日
- ・ この規約は2018年10月14日から施行する。